

セーフティネット保証5号に係る中小企業者の認定の概要 (平成24年11月1日以降の認定申請分の取扱い)

別 添

1. 対象者

業況の悪化している業種(※1)に属する事業を行う中小企業者であって、経営の安定に支障が生じていることについて、市区町村長の認定を受けた中小企業者。

※1: 過去の業況に比して直近の業況が悪化している業種を指定。原則全業種指定の取扱いについては、平成23年3月末をもって終了する旨を同年1月28日に公表したが、その後、東日本大震災が発生したことから、緊急避難的に原則全業種指定の運用を継続。平成24年11月1日以降は、本件について実施した業況調査の結果を受けて、業況が改善した業種については指定業種から外す。なお、ソフトランディング措置として、現在の基準(最近月の売上高等が前年同月比5%以上減少等)に加え、一層緩和した基準(最近月の売上高等がリーマンショック前(4年前)比5%以上減少等)を適用。

2. 企業認定基準

指定業種に属する事業を行う中小企業者であって、以下のいずれかの基準を満たすこと(※2)。(認定基準の具体的な適用関係は、次頁以降参照。)

- (イ) 最近3か月間の売上高等が前年同期の売上高等に比して5%以上減少していること。
- (ロ) 原油価格の上昇により、製品等に係る売上原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、物の販売又は役務の提供の価格(加工賃を含む。)の引上げが著しく困難であるため、最近3か月間の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油等の仕入れ価格の割合を上回っていること。
- (ハ) 円高の影響により、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月に比して10%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して10%以上減少することが見込まれること(※3, ※4)。

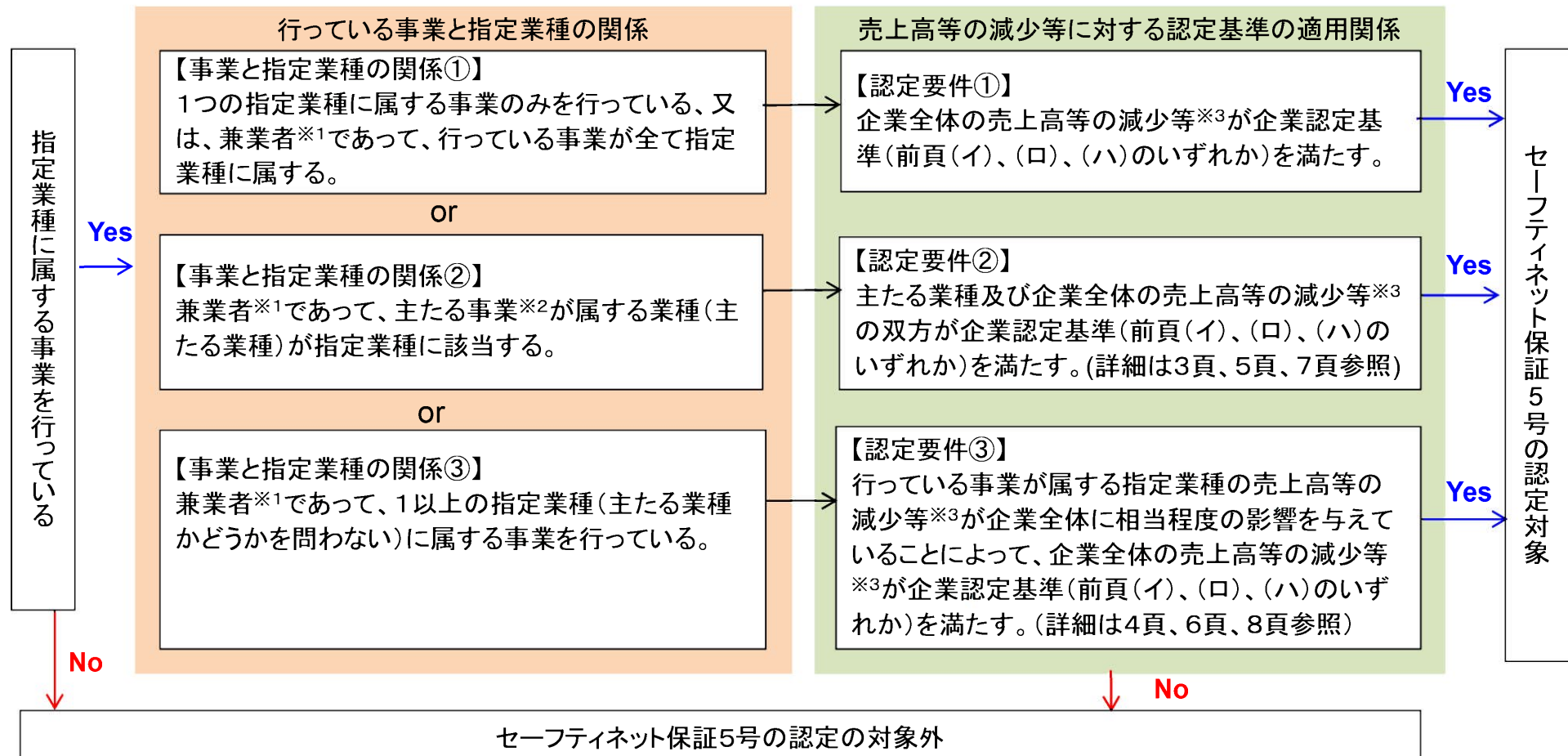
※2: 平成24年11月1日以降の業種指定にあたっては、※1にあるとおり、それまでの業種指定基準を一層緩和した基準(最近月の売上高等がリーマンショック前(4年前)比5%以上減少等)を適用したが、平成24年11月1日以降の市区町村における認定においては、4年前の売上高等と比較する基準は適用せず、上記2. のとおり、最近3か月の前年同期の売上高等と比較する基準を引き続き適用する。

※3: 最近2か月の売上高等の実績値とその翌月を含む3か月間の見込み値で認定申請することも可能。

※4: 売上高等の減少が円高によるものであることを具体的に記述した書面(理由書)が必要。

企業認定基準の具体的な適用関係

セーフティネット保証5号は、指定業種に属する事業の売上高等の減少等によって経営の安定に支障が生じている中小企業者を対象とするものであることを踏まえ、企業認定基準(前頁(イ)、(ロ)、(ハ))の具体的な適用関係は、以下のような類型に分かれる。



※1: 兼業者とは、2以上の細分類業種に属する事業を行っている中小企業者をいう。

※2: 主たる事業とは、最近1年間の売上高等が最も大きい事業をいう。

※3: 売上高等の減少等には、原油等の仕入価格の上昇を製品等の価格に転嫁できていないことを含む。

注) 事業と指定業種の関係①から③について複数の関係に当てはまる場合、どの関係に基づいて認定申請を行うかは、申請者が選択可能。 2